

賃料等の請求先について

Q 1. 契約者または入居者宛以外の先へ賃料等の請求書あて先とする場合はどうすればよいですか？

本システムでは、賃料等の請求の宛先は 「契約者」または「入居者」 のみへの対応です。

「契約者」「入居者」各々に契約決定前に 負担者を事前設定してください。

【契約内容】 → 【支払方法】 → 【契約者負担割合】で以下の画面にて設定します。

契約者負担割合		上天岡マンション 102			
家賃	契約者負担	敷金	契約者負担	更新料	契約者負担
共益費	入居者負担	敷引	契約者負担	更新手数料	契約者負担
駐車料	入居者負担	礼金	契約者負担	駐車更新料	契約者負担
CATV	入居者負担	保証金	契約者負担	駐車更新手数料	契約者負担
入居者家賃	入居者負担	償却金	契約者負担	車庫証明	契約者負担
町会費	入居者負担	駐車敷金	契約者負担	督促手数料	契約者負担
		駐車礼金	契約者負担	延滞利息	契約者負担
		駐車保証金	契約者負担	解約違約金	契約者負担
		駐車償却金	契約者負担	水道料	契約者負担
			契約者負担	電気料	契約者負担
			契約者負担		

閉じる

☆ 各項目毎にどちらが負担するか、コンボより選択してください。